

# 伏見宮本『東宮御書始部類記』翻刻 付解題

## 皇室制度調査室

### 〔凡例〕

- 一、本稿は、伏見宮本『東宮御書始部類記』（全三巻、函架番号伏一四一九）の翻刻を行うものである。
- 一、翻刻にあたっては、おおむね底本の体裁に拠るが、原則として平出・闕字等は連書し、古体・異体・略体文字は正体に改める。
- 一、翻刻にあたり、新たに読点（、）・並列点（・）を施し、翻刻者の加えた註記のうち、底本の文字に置き換えるべきものは「〔 〕」、その他の校訂註および説明註は（ ）をもって括る。
- 一、図中の文字は、読みやすさを考慮して配置を換えたものもある。
- 一、その他、右述の点も含め、基本的に皇室制度史料に倣う。
- 一、翻刻の担当は石田実洋・高田義人・福島真理子である。
- 一、解題は高田が執筆した。

### 〔翻刻〕

#### ●上巻

〔外題〕東宮御書始部類記 高倉、後宇多、伏見、後伏見、花園天皇 上

〔第一紙端裏書〕  
〔 〕〔 〕始部類記

中山内大臣記

仁安二年十二月九日、壬寅、天晴、今日東宮御書始也、此事、兼日被問左大臣、（憲仁親王）源大納言・按察公通・藤

中納言・藤宰相・左大辨雅頼等云々、歳末公事繁多、就延長例可被用八歳之例歟、於年中可被追七歳例歟云々、人々申狀不聞及、藤納言四、年中可宜之由計申之、八歳之例近不<sup>（快之）</sup>先<sup>（實仁親王方）</sup>坊也者、（本マ、）

如此之沙汰之間、日來未定、未剋參青宮、（七條河原東御所也、著束帶乘毛車、相具御注孝經、去夜可參之由、有催也、）

人御書也、物體太古、本無銘、予令書之、今朝奉見内府、可用此書之由、有御報、爾時上達人々書、其體不同、或塗軸、或木軸、香表紙等也、内府御書、塗軸、香表紙、（藤原忠親本マ、）

部未參、供朝夕御膳之間也、陪膳大夫進棟範、此後藏人等行朝夕臺盤、項之<sup>（頃）</sup>人々漸參進、大進光雅令奉仕御裝束、

〔別掲ノ圖一、此ノ位置ニアリ〕

殿上居饗、

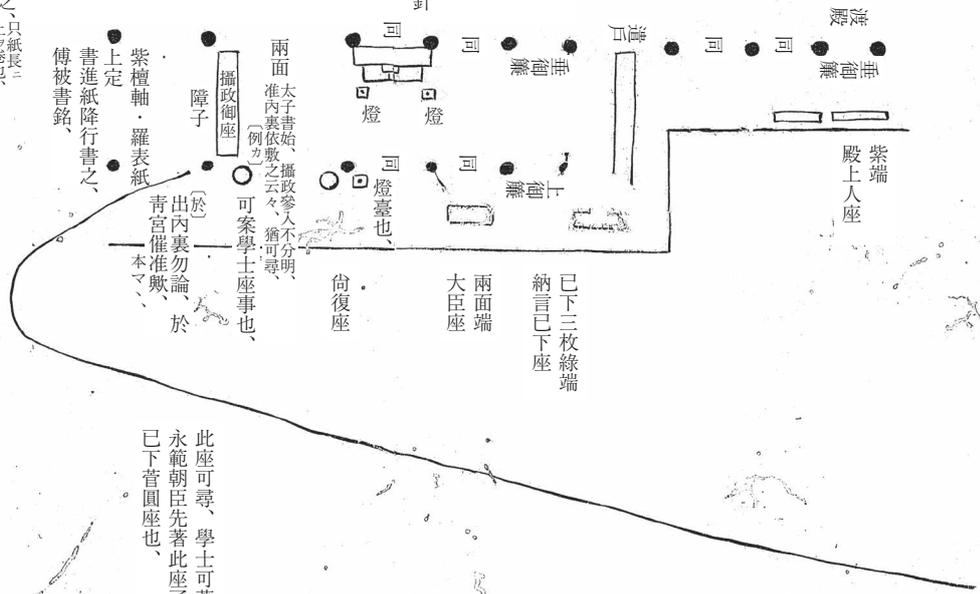
陰陽頭在憲朝臣勘日時云々、事具畢、出御遅々及秉燭、攝政殿・左大臣經、

右大臣兼、内大臣殿・源大納言雅通、中御門中納言宗家、右衛門督實國、

權中納言成親、藤中納言資長、予・權大夫<sup>（邦綱、前）</sup>藤宰相成頼、右兵衛督

〔時忠〕等參入候殿上、戊剋出御、御總角、趨塵御、亮教盛朝臣奉仰、殿上々戶奉

(圖一)



御座經綳端一枚、  
其上敷龍鬚、其  
上敷茵、  
其前敷出雲筵  
一枚、此筵端以木針  
打付板敷、此事今  
案歟、

其上立黑漆御文机、  
其上敷檀紙二枚、  
其上置御注孝經、

件御書文以檀紙裹之、  
御書西方在角筭、  
西障子爲御躡所歟、  
祭文・衣・泔器・唾壺・打亂筥等不見及、

此座可尋、學士可著尚復座歟、而  
永範朝臣先著此座了、有不審、  
已下菅圓座也、

目攝政、々々以下起座取書、御注孝經也、副笏著御前座、內府御書前驅持之、令美作守行雅取內府御書、至于予著座、此外無座、而權大夫・武衛相議、密々令引上殿上人座一枚、車折藤相公相共三人著之、亮教盛朝臣・權亮實盛朝臣・藏人頭權石中辨信教朝臣著殿上人座、依位次、頭辨著權亮下、宮司、持笏、頭辨不持笏、已持書許、此後學士永範朝臣治部大、本マ、尚復藤原基光春宮非藏人也、取副書於笏、入東中門南庭、昇西方簀子著圓座、見右永範朝臣懷中書、自尚復前方先欲經後、逼欄無便宜、仍更經前方、參入當間、跪文案前、御書披表卷紙置書案上東方、其西方披置御書、又取點圖披置之、復座置笏、披自書置前取笏、尚復又如此、此後攝政以下又如此、內府殿卷寄表紙、令取副笏給、尚復曰、文、モン、學士讀御注孝經序、尚復曰、マテ、太子圖聞御、不讀端ハ、學士・尚復置笏卷書、攝政以下如此、御書可令卷御也、然而無其儀、學士・尚復退出、公卿自下起座、攝政以下著殿上、殿下：左府・內府端、右府與、自餘分著、傳被命學士可著座之由、永範著端末座、亮又參上著輿、一獻、盃大進光雅居折敷持參、置攝政御前退歸、大夫進棟範取瓶子參進、學士盃傳亮、此後亮起座、二獻、勸盃亮、瓶子、三獻、勸盃權大夫、瓶子五位殿上人、此後爲四獻、勸盃中御門中納言起座、居汁之後可起也、良久佇令居汁、攝政御料出大進、本マ、大臣等料五位殿上人、此後不居、宰相可申上也、而其人不候座、傳頻被催可著之由、遂以不著、仍不被立箸、如何、四獻、勸盃中御門中納言、取次、瓶子五位殿上人、五不獻、勸盃源大納言、上御使乍立取盃懷笏、著座上勸之、瓶子五位殿上人、傳被催朗詠、學士詠之、辰令月、先一反自初詠之、又被催、次度自令月、詠之、中御門中納言、左衛門督助音、已上二反也、有中祿、攝政御祿亮取之跪御後方、出中門廊方賜御隨身、左府以下祿五位殿上人取之、攝政・左大臣祿被副御衣、內府御祿美作守行雅取之賜隨身、左右府召藏人、令取之賜隨身、自餘自提之起座、右大臣以下起座列立中門外、南方、北面、各持祿、大臣只持御衣許列立

庭中、藤相公・右武衛門學士・尙復又立納言後、各立定舞蹈、左右左之時猶持祿、權不著座持祿不列、經列歟、大夫一人置地、如何、先例、或再拜歟、拜了自上次第任例、先出中門、先是學士・尙復退入、上下各分散、今日院若宮（後白河）母儀馬助信忠妹、近（後白河）於六宮出家、大宮大夫（公保、大）治部卿（光隆、中）源宰相資賢、左兵衛督（成範、非）宰相中將宗盛、扈從云々、

〔第五紙端裏書〕  
「資長卿」

仁安二年十二月九日、壬寅、天晴、未斜參東宮、（條九）七〇東御所也、堀川中納言先參徘徊中門廊、是殿上居饗々間也、右兵衛督即參入、大進光雅相共奉仕御所御裝束、（見指）頃之傳右大臣參給、權中納言（成親、藤宰相成賴、等參入、各著殿上、居饗如例、申剋許殿下令參給、資長起座降土中門廊外、中御門中納言宗家、同下立、令人畫御座方給、資長欲還著殿上之處、人々皆起座、仍暫佇立殿上障子上、殿下隨身來小庭告召由、資長即參入、殿下御寢殿、被仰云、副西障子所敷之兩面疊我之座歟、准天永例令敷歟、內々可尋聞奉行人者、資長退歸、招寄大進光雅尋此由、答云、攝政御座也、任內裏例不敷也、傳殿毛知食其由也、定令申子細給歟者、資長又參入申此由、于時傳殿御面謁之間也、殿下被仰云、件座被書載次第畢、無左右事也、先傳申給云、東宮御書始之日爲攝政令候座給何年例乎、殿下御返事不聞及、頃之左大臣・內大臣參入被著殿上、大進光雅出來申左府云、及晚景上皇渡御、（後白河）自下御所令渡、（憲一親王）宮已召御裝束之由、成親納言所來談也、其後殿下令著殿上給、端一、次傳同著給、奧一、此間御所供掌燈、藏人等往反殿上前、狼藉無極者也、

次太子出御々座、  
御裝束

次亮教盛朝臣出來推開殿上之障子端、（被）枚申召由歟、次殿下令起座給、於中門

廊邊取御書、歷御殿南簀子西邊令昇西一間長押給、即著座給、東面、次左府已下同於中門廊邊取書副笏、各著座、資長所持家本也、爲公爲私依用吉例也、著座公卿、左大臣、傅右大臣、內大臣、源大納言雅通、中納言宗家・實國・成親・資長・忠親等卿、

權大夫邦綱、參議成賴・時忠等卿、

次殿上人著座、（兩亮教盛・實守・頭辨信、範等著之、各副書於笏也、

次學士永範朝臣・尙復基光進立中門邊、而不被仰召由之間、不參進、奉行人可召也、如何、人々咳聲之後、學士・尙復入東中門、歷南庭西行、（庭上有）昇御殿西作合間、（無高欄）更東行、學士先居西圓座、次尙復歷學士座南著東圓座、御所無便宜之間、座敷樣并兩人著座儀不得其意者也、座定後、學士置書於座前取笏、歷尙復之後欲參進、而依殿下仰自尙復座前參進之間、燈臺已當其路立之、仍學士手自取去燈臺於南方、自當間昇長押上、膝行寄案下、置笏於前、乍置御案上開上卷紙之後、（取）所御書解劍卷寄表紙、頗令開天置紙上、次取點圖披之、置御書右方、取笏小揖、退歸著本座、

學士參進之路甚以不便、南簀子狹少、要路立燈臺、學士取遣燈臺參進、可奇之、

次學士置笏開書、置座更取笏、尙復同之、殿下同置笏開書、置御座前令取御笏給、左大臣同之、傳御作法依隱柱不見及、內大臣開書被取副笏、

不被置座前也、自餘人々事、依座暗不分明見給、資長開書、置座前取笏也、

殿上人事、又不見及之、

次尙復文卜云歟、不聞及、

次學士讀御注孝經序五宮歟、（字）其音又不聞、

次尙復稱此許歎、次宮有御讀歎、

次尙復又讀彼五字、

其後學士・尙復逐電起座、如何、頗以無威儀、卷書持之、隨殿下御目可立歎、  
兩人歷本路退出、次殿上人起座、

次公卿自下臈退去、次人々著殿上、各懷書卷歎、

殿下召隨身給御書了、即欲出給之間、右兵衛督申云、殿上可有盃酌、暫令候御可宜歎之由申歎、仍令著殿上給、

殿下已下如初著之、資長同候座末、本自居饗、

次初獻、修範朝臣歎、大進光雅指笏、置御盃於折敷持參之、

少進棟範取瓶子相從、

殿下御盃擬左府給、左府兩三度被讓申侍歎、(傳カ)傳又□讓、仍左府取之、次第流行、

內府被申云、參議不著座、如此物誰人可申上乎、傳被尋問宰相著否云々、(問)申不著座之由、被仰可相催之由、資長參此由於權大夫、(脱アラン)々々々次藏人催之、兩參議猶不著座、如何、

次二獻、勸盃、亮、瓶子、

流行次第如初、左右兩府各辭讓歎、

次三獻、勸盃、權大夫、取續酌、瓶子、

此間居汁物、殿下陪膳、大進、役五位殿上人、

左大臣、右大臣、內大臣、共五位上臈陪膳、下臈役其人委不見及、可尋注

無宰相之間、雖無氣色之人下箸了、可謂不便歎、

次四獻、中納言宗家起座、出脇□□取盃、不可□歎、(於以下九字、原本「字下ゲナルモ」)於脇戶內可取歎、瓶子、(然カ)

次五獻、源大納言可被勸歎、而兼不告催如何之由、被陳、(於以下二十五字、原本「字下」)然而慙起座、正笏進寄殿下御座上、居座之後取盃被獻之、瓶子、ゲナルモ意ヲ以テ續ク

次傳被催朗詠、永範朝臣不聞及歎、資長告之、如此事、權大夫可依告歎、次學士出朗詠、佳辰令月也、一反、依重催今一反詠之、自令月詠之、

實國・宗家助音、

次祿、

殿下御料

亮取之、白大樹一領、被加紅小樹一領、

三相府料

五位殿上人各取之、祿法同殿下御祿、

納言已下

五位殿上人役之、白大樹各一領也、

學士

紅衾一、於座同給之、

舊記、尙復加座給祿云々、今夜不然、於下侍邊給了歎、

殿下即令起座給、了美作守出來取內府祿、彼守內府養子也、故公行卿子云々、

左府召藏人令取祿、右府御祿藏人參進取之、其後兩府被起座、源大納

言已下手取祿起座、出中門各給雜色、

殿下御退出畢、

左府已下諸卿先列立中門外、西上北面、

各取祿懸左肩、三大臣取紅小□一領、被懸之、白掛取所了、

入中門列立南庭、學士・尙復列公卿後、兩人共肩懸紅衾、

宮出御々座、今度、卷母屋御簾等立御几帳歎、

人々立定後、有舞蹈、如恒、

學士・尙復先退、次左大臣已下次第經列前退出、

藤宰相不著殿上、仍不預祿、而取祿加拜列、如何、

資長其後退出、傳聞、於朝餉方今夜可有御手習事、御本自殿下可令進給、可

令尋進法性寺殿御手跡給之由、自院令申御云々、

可尋注申、

孝經者被新寫歟、將被用古御書歟、

被問左大臣事

指圖事

饗所課國

祿所課國

御手習問事

御結髮役人事

殿上役人交名

宮御裝束事

經俊卿記 (十一) 題

文永十年六月十五日、天晴、日來依風病不出仕、今日參內、(世仁親王)春宮可有御書始

習禮云々、仍參仕、大夫參仕、大概奉仕御裝束、其儀明日可注之、今日敷御

座立文臺、置御注孝經、儲皇出御、御直前右府・內府・大夫・經俊・帥等祇

候、學士基長朝臣・尙復在範著座、御讀儀如形有御習禮、入御、依內々儀、

公卿直衣、學士衣冠也、

十六日、天晴、今日春宮御書始也、(龜山)二條高倉御所、內裏御同宿、奉仕御裝束、其儀、

寢殿南面三個間垂母屋御簾上庇御簾、撤畫、東第一間副母屋御簾東西行敷經

綯端疊一枚、其上敷龍鬢、其上敷唐錦茵、其前敷出雲筵、其上立黑漆書案、

應勲之聽勲之、其上敷紙二枚置御注孝經、天永御書、自御倉被取出、點圖・角筆等、學士基長

朝臣調進之、角筆組紫・白相交、御座間南簀子寄東敷菅圓座爲侍讀座、其西逼高欄敷同圓座爲

尙復座、第二間以西簀子敷兩面・綠端等疊爲公卿座、中門廊副壁敷紫端疊二

枚爲侍臣座、寢殿西面・母屋庇各二個間爲御總角所、殿上座如常、但加立八尺臺盤一脚、用臺盤、豫辨備饗饌、別納所敷、申刺人々漸參集、傳左大臣家經、著

殿上、次陰陽頭在清朝臣勸申日時、藏人大進經賴入日時於宮覽之、吉時申

刺云々、先奏內御方、次覽宮御方、次返下、此間漸及秉燭、御座間左右供掌

燈、御侍讀前一本先々供之、而其所狹之間略之、於西面庇立御調度、自安嘉門院被借渡之、

唐匣・泔坏以下如例、先有御總角事、亮隆康朝臣奉仕之、下結、女房內々奉仕云々、日來被相催大炊

仍不參、隆康朝臣雖不習傳、次著御御裝束、青色闕腋御袍、兼文、御半臂、下襲、表御袴如常

父卿受其說云々、仍參勲之、次著御御裝束、紅打御衣一領、同御裾、同單等也、御柏被略之

云々、御乳母、內府調進之、永、此間公卿著殿上、次大進經賴告申出御之由於傳、自元被

康朝臣奉仕御裝束、傳起座被參、次出御、出御自中間云、次傳歸著殿上、次亮隆康朝臣參御前、承仰

召公卿、亮來殿上召之、次傳左大臣家經、內大臣師繼、大夫定實、花山院

大納言長雅、善勝寺大納言隆顯、西園寺大納言實兼、經俊、左衛門督實

家、中納言中將兼忠、取副書卷於笏著御前座、此外平宰相成俊、左大辨資宣、

依無座不著之、次殿上人亮隆康朝臣持笏、頭右大辨賴親朝臣、不持笏、爲本宮

例、任位次著亮下、但次侍讀學士基長朝臣・尙復本宮藏人菅原在範依召取副書

卷於笏、入自西中門渡南庭昇子午廊南妻、經同廊并南簀子著座、侍讀西面、次侍

讀置書卷、取笏昇長押、膝行置笏、披御書表紙置之、次披點圖置之、次取笏

逆行、歸著本座、次披私書、大臣以下從之、置笏、各披之、置前取笏、內府・

花山院大納言等置、(不也)置笏、卷寄書持之、家次尙復唱曰、文、次侍讀々書、御注孝經序、

次尙復曰、古々萬天、次儲皇御讀、次尙復讀之、五字、次侍讀・尙復卷書卷、

公卿同卷之、如元取副笏持之、御書不卷之、次侍讀・尙復經本路退出、次殿

上人退、次公卿自下臈退入、次入御、傳候御簾、次公卿著殿上、人數如御前

座、但兩參議加著、權亮實俊朝臣與、學士基長朝臣端、隨傳命著之、次一獻、

少將隆博朝臣居盃於折敷、持參之置傳前、少進光顯取瓶子、巡行如常、經俊

撤、左衛門督又如例、次二獻、亮隆康朝臣勸盃、瓶子藏人以任取之、隆康取次杓、而不取內府次杓、爲連座之時、尤可取歟、次三獻、勸盃平宰相、成俊、瓶子殿上五位信輔取之、相公不取次杓、雖三位宰相猶取之歟、巡行每度及權亮・學士、次居汁物、大臣陪膳範明朝臣・季顯朝臣等勸之、手長五位殿上人役之、納言以下兼居之、左大辨申上、箸下、次四獻、勸盃經俊勸之、瓶子權大進雅藤取之、此間權亮起座、次五獻、勸盃大夫、瓶子大進經賴役之、次依傳命學士朗詠、令月、善勝寺大納言助音、此間傳退出、次賜公卿祿、內府祿、白樹一領、加自餘公卿各白樹一領、殿上四位・五位取之、五獻以後學士起座、紅樹一領、於下侍藏人賜祿、一領、尙復於同所同賜之、茜染衾、傳祿同內府、以少進光顯送遣之云々、次公卿肩祿自下薦起座給、立中門外、先是撤御讀書御所、如元供畫御座、垂母屋御簾、次出御畫御座、御裝束、內府候御簾、次內府加立之、持祿、次公卿入自中門列立庭中、東上北面、侍讀一列、尙復一列、各肩、各立定拜舞、次自上薦次第退出、此後於朝餉始有御手習、御本法性寺、自殿下被進之云々、今日御簾不及新調、御調度被申安嘉門院、龍鬢茵自鳥羽殿被渡之、祿自內御方被相催諸國、經賴兼行之、祿御裝束之類內府調進之、次第大夫作進之、一向被用仁安之例云々、

〔第十六紙端裏書〕  
〔建治二年春宮御書始後深草院御記〕  
〔建治二年五月〕  
廿五日、戊子、霽、今日皇太子可有讀書始儀、仍爲見御裝束等、先未剋之彼御在所、俊定之外凡無人、俊定於畫御座方召掃部官人、且令奉仕御裝束、其儀、畫御座垂母屋御簾卷庇御簾、北鳥居障子今一間押北、南鳥居障子撤之、凡母屋六間也、同垂之、北鳥居障子不懸御簾、南折分格子、兩面懸御簾、外方尋常懸之、內方以內爲外、母屋御簾一具懸渡之、庇御簾自北六間同卷之、南一間放障子、鴨居在之、仍御簾不懸之、件廊日比御膳宿・女孺局等也、補設以下隔障子并格子等悉撤之、實子等同、爲敷公卿座、北第二間副母屋御簾南北行敷縷網端疊一枚、其上敷龍髮、但南妻戶許不撤之、

供唐錦茵爲太子座、元書御座撤之、依公卿座便、自階一間引北裝之、階間實子猶敷公卿座也、其前敷筵一枚、其上立黑漆書案、高、弘、細工所作之、其上敷紙二枚、押付、置御注孝經・點圖・角筆等、件文永寸分也、天子御書始御書也、自新院被渡之、其體、白色紙書之、青羅表紙、以泥書銘、件銘、仁安春宮御書始月輪入道爲傳書之由、見彼記云々、件度、被用此御書、表紙許被改之、赤木八角軸、頭仁親王、在花卉、螺鈿入青玉組紐、紙高九寸、內計上一寸・中六寸八分・下一寸二分、表紙弘七寸五分、軸高上下五分、紐長一尺九寸、角筆、長五寸九分、紫・白絲組付之、點圖草子、高五寸、弘五寸、端二枚三圖竝書之、端星點、中角點、奧、北鳥居障子下東西行敷兩面疊一枚爲攝政座、聲點、皆付假名也、此草子同打紙也、實子敷北第二間寄南敷菅圓座一枚爲侍讀座、其南通西高欄敷同圓座爲尙復座、頗出御座間也、御座間以南實子兩面一枚、綠緣四枚、等爲公卿座、此座末頗及廊、中門廊副南唐垣東西行敷紫緣疊二枚爲侍臣座、以朝餉爲御總角所立御調度、御殿東間也、南北二副西・南障子立廻四尺屏風二帖、南障子北帖、爲西南角副西屏風南北行立二階、上階置火取、在上籠、泔盃、在臺、盛、下階置硯東、打亂筥、西、納本結、夾、二階東副南屏風立唐匣臺、其東立鏡筥臺、其東立鏡臺、中央敷大文帖二枚、其上加圓座、北方敷少文一枚、南板敷圓座一枚爲役人座、件御調度自安嘉門院被渡之、殿上立加八尺臺盤一脚、渡臺盤、辨備饗饌、別納所勸之、御裝束儀見畢歸本殿、晚頭俊定申公卿等漸參集之由、仍戊剋又幸東宮在所、用車、女院同車、內親王任子等同在後、權大納言藤原朝臣隆、東寄車、北面兩三引之、侍臣四五輩在共、自北面下車、此間攝政・傳等參、儲皇於朝餉總角、前權中納言藤原朝臣隆、直衣、奉仕之、即令著裝束、永經朝臣奉仕之、裝束式目如常、但用青色袍、此外如例、此間亮隆良朝臣覽日時勸文、其文者自臺盤所進之、內、著絲鞋持笏、不帶、儲皇於母屋北第三間、御座、傳襲御簾、儲皇出自座南、登著座、西面、傳引直御裾、退候殿上、以亮隆良朝臣召公卿、攝政經御前實子、當御座前居而著長押上座、次傳、著兩面疊、元階間也、大納言源朝臣定、權大納言藤原朝臣隆、藤原朝臣兼、治部卿藤原朝臣・權中納言藤原朝臣孝、藤原朝臣資、左兵衛督藤原朝臣等御注孝經一卷取副笏著座、次學士藤原兼倫朝

臣・尙復藤原親顯等入南中門經前庭、昇北一間杏脫著簀子圓座、侍讀北、南面、尙復南、東面、次侍臣著座、亮隆良朝臣・左大辨經長朝臣等著之、雖爲藏人頭任位次著座、文永、賴親爲藏人頭大辨著亮隆康朝臣下、次兼偏朝臣起座經尙復座後、當御座昇長押膝行、進文案下置笏、取書表紙卷置案南端、次披御書置其北、次披點圖、逆行復座、次兼倫朝臣披私書、尙復又披之、左大臣以下從之、攝政不持書、久壽法性寺關白例也、次尙復唱曰、文、吳音、次學士讀書、御注孝經、序、漢音、尙復曰、古々萬天、尙復聲凡不聞、不可然事也、次儲皇讀書、仁安記不審、高唱給之由、有所見、仍可爲微音之由、兼示之、次尙復又唱之、公卿次第唱之、但不聞、皆看書許也、次侍讀・尙復起座、經本路退下、卷書取副、笏如前、次公卿自下藹退下、大臣未赴之前、儲皇起座入御座南間、傅褰御簾、攝政蹲居座前、次兩相加著殿上、別納所、居饗、御前公卿之外、右衛門督藤原朝臣・宮內卿藤原朝臣加著殿上、大納言源朝臣稱所勞退出、亮・學士等同加座末、次一獻、左中將信基朝臣持參盃、侍從信有取瓶子、攝政在奧座、仍自座後進、傅在端、次酌役廻座下、每度如此、巡流如常、亮盃傳學士、次二獻、勸盃亮隆良朝臣、藏人說春取瓶子、次三獻、宮內卿藤原朝臣勸之、信有取瓶子、居汁物、攝政陪膳信基朝臣、役送俊光、權大進、左少將爲雄朝臣、役送信有、次四獻、治部卿藤原朝臣勸之、俊光取瓶子、次五獻、大夫藤原朝臣、遲參之間不著殿上、四獻、盃下之間參、仍直勸盃也、大進俊定取瓶子、次學士朗詠、令月、二反、初度自嘉辰、初之、第二反自令月詠之、權大納言藤原朝臣・權中納言藤原朝臣等助音、此間之儀、自臺盤所密々見之、次公卿賜祿、攝政白掛一重、加半臂・下襲・表袴、隆良朝臣取之於殿上奧座末蹲、卽退經殿上緣出廊、召隨身賜之、次傅同掛一重、加張單衣、信基朝臣取之、納言以下同掛一領、殿上四位・五位等取之、學士紅染掛一領、尙復茜染衾一帖、已上出殿上之後、藏人取之、此間俊定率藏人・女孺等改書御座御裝束、其儀、撤御讀書御座如本供畫御座、階間儲、縹綱二枚・東京茵如常、撤攝政座、公卿座猶不撤之、次儲皇出著座、御座南、攝政裝御

簾、著畫御座、攝政引直裾退廊方、次傅以下祿懸於左肩列立庭中、傅不持書、只御衣許持・學士・尙復頗進、列其後、立定之後、同時舞蹈、了目下藹退下、但右衛門督藤原朝臣以上自上藹經列前退下、儲皇入內、攝政褰御簾如前、次於朝餉有手習事、手本攝政進之、行成卿手跡也、久壽・仁安・文永等有此事、文臺上置硯・續紙・御本等、卷御簾、傅候御簾前、大進俊定摺御墨進之、三行寫、了入內、今日之儀無爲過了、爲悅無極也、今日新院始御幸吉田泉、先日御率爾之間、今日以吉日入御云々、實兼卿獻種々御引出物、及卿上上卿、侍臣引牛馬、上下北面・女房等皆有差云々、蓋公經・實氏等公沙汰、後堀川・後嵯峨等院御幸之時例之、申一點還御之間、公卿等歸參御書始也、

經後卿記建治二年六月廿五日、子、戊、天晴、今日春宮御書始也、大夫泉殿御幸還御之後、可參仕之由、兼以申之、龜山、新院又早速可有還御之由被申之、仍自元可爲晚頭之由、有其沙汰、申剋許參仕、毛車、御所冷泉富少路角御所也、於院御方可有此儀之由、雖有沙汰、此料渡御不可然、只於當時之御在所被行之條、可宜之由、先日攝政令申給云々、

先是奉仕御裝束、奉行宮司大進俊定早參奉行之、其儀、畫御座西面五個間垂母屋御簾上庇御簾、兼撤畫、北第二間副母屋御簾南北行敷縹綱疊一枚、其上敷龍鬚、其上敷唐錦茵、其前敷出雲筵、其上立黑漆書案、其上敷檀紙二枚、仁安內府記、檀紙之由記之、仍其定敷之、引展敷之、被中新院被渡之、檀紙二枚卷其上、點圖・角筆、御侍讀兼倫朝臣持參之、點圖、同北一間長押東西行敷兩面疊一枚爲攝政座、御座北、間西簀子寄北敷菅圓座一枚爲侍讀座、南面、其南逼高欄敷同圓座一枚北面、爲尙復座、御座南間以南四個間敷兩面一枚・綠端四枚爲公卿座、中門廊副南唐垣東西行敷紫端疊二枚爲侍臣座、朝餉立御調度、二階、打亂筥・泔器等敷、委、爲御總角所、

殿上座立加八尺臺盤一脚、用臺盤、所臺盤、豫辨備饗饌、別納所勸之、

當日早被修諷誦、五社、八幡、賀茂、平野、祇園、北野、七寺、圓宗寺、法勝寺、最勝寺、尊勝寺、清

入夜傳左大臣參仕、可覽日時之由、俊定觸申之、可爲大夫歎之由、頻有確執

之氣、文永、覽傳、仁安、大夫不參、定又覽傳歎、申此等子細之間、傳著殿

上、土御門大納言定實、善勝寺大納言隆顯、殿大納言兼忠、經俊、德大寺

中納言公孝、藤中納言資宣、左兵衛督實冬、宮內卿賴親、同以著之、次亮

隆良朝臣盛日時於柳筥、件日時、陰陽頭在清朝、臣勸申之、吉時西時、先覽傳、次奏院御方、次啓宮御方、

次被返下傳、夕返賜隆良朝臣、隆良下廳、次俊定告申出御由於傳、仍傳起座

參仕、被候出御々簾、此間攝政著殿上座給、儲君出御々座、青色御袍、窠文、

赤色下襲、黑閉壁、縮線綾表御袴、御總角、納言奉仕、令持御笏許給、先例、不令

其由先日俊定申入、無御帶劍、又著御々草鞋云々、次傳歸著殿上、次亮隆良朝臣

參御前、承仰出殿上召公卿、攝政以下著御前座、人數注右、著座之時、各取副文

卿依無座、次侍讀學士兼倫朝臣、尙復非藏人給料藤原信顯、依無其仁、今各入自中

門經前庭、昇北第一間簀子沓脫著圓座、次侍臣亮隆良朝臣、頭右大辨經長朝

臣、任位次著之、次侍讀進文案下置笏、披御表卷檀紙置文案上、次取御書披表紙置

其上、次披點圖置之、取尙復座、次侍讀、尙復披私書、大臣以下各披之、置

前取笏、次尙復唱曰、文、次侍讀々書、御注孝經序、五字、各已上不聞、次尙復曰、古々萬天、

次儲皇御讀、次尙復讀之、五字、各次侍讀、尙復卷書起座、經本路退下、次侍

臣退下、次公卿自下臈起座、次入御、傳候御簾、次公卿著殿上、兼居饗、此

間別當經任、參令著之、次亮、學士可召著之由、傳被下知之、仍亮著輿、學

士著端、次一獻、中將信基朝臣持參盃、侍從信有取瓶子、巡行如常、次二獻、

勸盃亮隆良朝臣、瓶子藏人說春、取續杓、次三獻、勸盃宮內卿、瓶子信有、五位

之間、宮內卿不被取杓、猶可取歎、次居汁物、攝政陪膳信基朝臣勸之、役送

權大進俊光、傳陪膳少將爲雄朝臣、役送信有勸之、納言以下兼居之、宮內卿

申箸、次箸下、次四獻、勸盃經俊、瓶子權大進俊光、次五獻、勸盃大夫、實兼、

參會勸之、瓶子大進俊定、次傳被催朗詠、學士詠之、令月、善勝寺大納言、德大

寺中納言等助音、二反了亮、學士起座、次公卿賜祿、攝政、白樹一重、加御半臂、

各被加之、如清暑堂御神樂之時、御衣各別賜之、而御書、下襲、表袴、并御裝束

始記、加賜之由注之、各別之條、無所見、仍被加賜之、亮取之、即持參也賜御隨身、傳左

大臣祿、白樹一重、加納言已下、白樹、已上殿上四位、五位取之、侍讀紅染樹一

領、尙復茜染衾所於下侍邊藏人賜之、此間撤御讀書御座如元供畫御座、次出

御畫御座、攝政令候御簾給、次傳左大臣已下列立中門外、西上北面、各懸祿、

傳取御衣許、次入中門列立庭中、北上、公卿一列、侍讀一列、尙復一列、今度、侍讀、尙

又有、各立定拜舞、侍讀、尙復退、公卿下臈少々先退下、次大臣以下退下、

入御之後、御文臺立朝餉、始有御手習、御手本攝政被遣之、道風筆云々、

今日次第大夫作進之、御簾以下不被改之、龍鬢自鳥羽殿被渡之、兼被申新

院了、唐錦茵內府被借進之、文案內々被仰永康朝臣作進之、

御誦經祿、御分國、出雲筵、別納所

御服并祿御裝束、御乳母善勝寺、大納言調進之、

祿、先例、爲諸國役歎、今度、以別儀仰、本院廳被調之、見用二千疋賜之云々、

〔第二十五紙端裏書〕  
〔永仁二年春宮御書始院御記〕

永仁二年六月廿五日、辰、甲、天晴風靜、此日皇太子御書始也、蓋仁安、建治例也、

早日奉行宮司、大進仲親參奉仕御裝束、其儀、畫御座垂母屋御簾卷廂南面四个

間、西面妻戶等御簾、東鳥居障子覆御簾垂之、階間副母屋簾敷纏綯一枚、其上敷龍髮地鋪加唐錦茵、

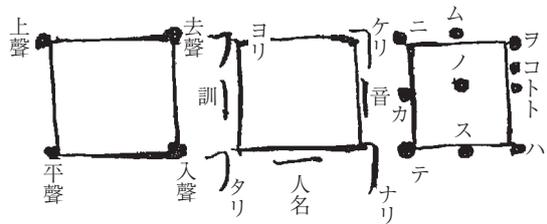
其前敷筵一枚、其上立黑漆文臺、件文臺、課細工所令造之、高八寸、長一尺一尺一寸、無金物、先例也、其上押檀

紙二枚、面等押之、其上置御注孝經一卷、件書、任建治例可被渡天永御書之內、申禪林寺殿、仍昨日自內、見裏直被尋申新院之處、件書、文永之比紛失畢、被申之云々、建治之度被渡畢、文永紛失之內、被仰、參差如何、仍被渡內裏御書、件御書、塗軸、香表紙、其體凡卑、仍改羅表紙、螺鈿軸也、由、令傳大臣書外題、用金泥也、點圖・角筆等、此兩物、學士資宗所調進也、點圖、白色紙、自叶仁安佳例、尤所喜悅也、、草紙寸法、高、弘各五寸、角筆、長六寸、

(別掲ノ圖二、此ノ位置ニアリ)

南簀子御座東間簀子東柱本敷圓座一枚爲學士座、其西方副南欄敷同圓座爲尙復座、涉以西及西簀子并二棟弘庇等兩面二帖大臣、綠緣五帖納言以敷連爲公卿座、殿上立加八尺臺盤一脚、以臺盤所臺、盤白比立之、辨備饗膳、別納所勸之、寢殿西面立巨四尺屏風、寄北立二階一脚、上屈置火取、下層置打亂盆、其筥盛櫛三枚解櫛三枚、細二枚、御夾形・御本結・小刀等、二階西立鏡臺、其西置泔盃、盛水、御座上敷圓座一枚、申剋人々漸參集、太子於西面有總角事、太子著大、口許也、權大納言藤原朝臣良、奉仕、吾出居此處、關白并傳候南一間、中宮大夫源朝臣候御前奉扇太子、此間硯蓋盛御書并金泥筆、賴成朝臣持參傳前、吾仰可書外題之由、大臣云、令定成朝臣被書之條、可宜歟、仰云、仁安之例、已以符合、更不可有子細歟、傳即書之、召仲親給之、仰可置文臺上之由、次太子著束帶、藤原朝臣同奉仕之、永經卿著衣冠、奉仕前裝束、今日著青色袍、自餘皆如常、著畢之間傳退下、令大進仲親覽日時勘文陰陽助在秀朝臣勘申之、吾覽之、太子又覽之、畢返給、次太子出御座東間、傳大臣進褰御簾、著座、著絲、不帶、劍、笏、例也、亮隆政朝臣進出角間簀子伺御氣色、出殿上召公卿、關白・傳・右大臣・權大納言藤原朝臣兼教、藤原朝臣良宗、權大夫藤原朝臣冬平、中宮大夫源朝臣通重、權中納言藤原朝臣爲方、藤原朝臣爲兼、左衛門督藤原朝臣冬季、權中納言藤原朝臣兼仲、參議賴藤朝臣等各書取副笏著座、次藏人頭左大辨藤原俊光朝臣、亮隆政朝臣著殿上人座、

(圖二)



此寸分谷方一寸也、

各持、次學士資宗朝臣・尙復非藏人藤原惟兼等入西中門渡前庭、登東廊切妻各著座、各持資宗朝臣進寄御前披御書、先取表卷紙折置、其上披御書、次開點圖置御書左方、角筆自元在右方也、此間堂上未舉華燈、地下且燃松明、學士歸本座披私書、尙復及諸卿・殿上人等皆披書、次尙復唱曰、文、吳音、學士云、御注孝經序、漢音、尙復云、古々、太子讀件五字、尙復又唱之、次學士・尙復・公卿以下皆卷書、學士・尙復經本路退下、次公卿自下蔭退下、右大臣退下之間、太子起座入簾中、傳褰御簾如前、關白蹲居座前、次關白以下著殿上有勸盃事、一獻、業顯朝臣獻盃、資冬取瓶子、二獻、隆政朝臣、藏人在雄取瓶子、隆政朝臣不取次酌、如何、建治取之也、三獻、賴藤朝臣、瓶子光方、次居汁物、々、等朝臣爲大臣陪膳、納言以下兼居之、二獻之間、隆政・資宗等朝臣著公卿座末、四獻、權中納言藤原朝臣爲、信忠取瓶子、次五獻、

權大夫、藤原朝臣仲親取瓶子、次朗詠、學士資宗朝臣出佳辰令月句、權大納言藤原朝臣實泰、遲參、始殿、中宮大夫源朝臣等助音、第二返自令月句權大納言藤原朝臣出之、此朗詠、常始自令月出之、第二返自嘉辰出之、第三返自歌無極出之、而此御書始、每度初自嘉辰出之、第二返自令月出之、建治即如此、仍此旨兼仰之、次公卿祿、關白白大樹一襲、加半臂、下襲、表袴、兩大臣白白大樹、加紅比陪幾、納言以下白大樹、四位參議紅褂、已上四位、五位殿上人取之、關白祿、

隆政朝臣取之進奧座之間、關白氣色、隆政退於中門廊、召隨身賜之、學士祿紅染袈、尙復茜染袈、藏人取之、次改晝御座御裝束、如元敷纏綯二枚、其上加東京茵、關白候御簾、退入東方、次傳以下懸祿於左肩列立庭中、大臣只持御衣許、學士、尙復列其後、立定之後、同時拜舞、畢中納言以下自下蔭退下、大納言以上自上蔭經烈前退下、傳退下之時、權大夫引入座後躡居、公卿退下之後、太子入內、關白御簾如前、次於朝餉手習始、是仁安、建治例也、手本關白所進行成卿筆也、一二行書之、傳、權大夫等候御前、以女房仰傳、今日事一事無違亂被遂行、尤悅思、且仲親奉行神妙之由、可感仰之由仰之、今日大臣祿御衣、自臺盤所女房出之、藏人取之加入祿辛櫃、廻下侍方也、自餘任近例聽調進之、募二千疋可令調進之由申之、仍宛給安富莊年貢甘果、今朝五社、七寺御誦經、爲御分國役、通賴卿沙汰之、建治御書始、見沙汰、如昨者重又見此儀、實可謂壽考之嘉運者歟、

〔第二十九紙端裏書〕  
嘉元々々春宮御書始後深草院御記

嘉元々々年十二月十九日、壬午、春宮有御書始之儀、早日奉仕御裝束、其儀、寢殿垂母屋御簾卷庇御簾、南庇東居倚子、西庇北鳥居障子等同覆御簾、西面妻戶放扉、覆御簾卷之、階間副母屋御簾敷纏綯一枚、其上敷龍鬚地鋪、加唐錦茵爲太子座、其前敷出雲筵一枚、其上立黑染書案、其體并寸法、皆同建治、永仁等、其面押檀紙

二枚、引延押滿、其上置御書、今度新書寫、在兩卿獻之、軸、表紙等課遠、并點圖、角筆、案面也、南簀子階東間東柱下敷菅圓座一枚爲侍讀座、同西方逼南欄敷點圖左、角筆右、各其體同永仁、

同圓座爲尙復座、階以西敷兩面二帖、綠端五帖、等爲公卿座、末折橫及、透渡殿奇南欄敷紫端疊二枚爲侍下座、南簀子東端切東面高欄、構假橋爲侍讀、尙復昇路、朝餉御座後立廻四尺屏風、南方立二階、其東方居泔坏、在臺、打亂筥入御總角、本結二卷、長各八尺、御形二、長、置二階下層、御座上敷圓座一枚爲御座、各一尺二寸、髮搔、小刀、紙婚等也、御裝束入弘蓋同居此處、殿上座如常、但臺盤所臺盤一脚立加、辨備饗饌、聽勸申剋公卿等漸參集、權中納言藤原朝臣冬式、衣冠、上結、參朝餉奉仕御總角御裝束等、

永賢朝臣奉仕御前裝束、小時亮顯相朝臣覽日時勘文、先覽自臺盤所內侍取之、覽三方、先是所々供掌燈、御座左右許供之、侍讀座傍、廳官并啓所官人等立明、東、廳官人、次太子出座、青色袍、自、任建治例略劍持笏、件笏、新院在坊之時所用笏也、勝光明院寶藏內也、而踐祚之後返納、今日中官代時世持卷之、傳褰母屋御簾、東一、引直裾之後退入、以亮顯相朝臣進出南簀子、御座西間也、可、伺御目歸出殿上召公卿、關白以下著簀子座、納言以上南簀子、參議爲西一間歟、伺御目歸出殿上召公卿、關白以下著簀子座、西簀子、依座狹末之輩少々、藏人頭右中將實任朝臣、亮顯相朝臣、權亮清雅朝臣等著侍臣座、各皆書持之、次侍讀學士菅原在經朝臣、尙復藏人式部少丞藤原家朝等入西中門、

經南庭渡東、昇假橋各著圓座、次侍讀赴座、起、自尙復座前進入御前間、跪文案下披御書并點圖、復座披私書、尙復同披之、公卿、侍臣悉披書、次尙復唱曰、文、次尙復、次侍讀々書、題目五、字許也、尙復曰、古々萬天、次太子讀書、次尙復又讀之、次侍臣退下、次侍讀、尙復經本路退、次公卿自下蔭赴座退下、歸著殿上、太子入內、傳褰御簾如前、殿上儀雖不見及、伏見、後伏見也、兩院於障子上蜜々御覽、以彼說記之、一獻、業邦朝臣持參盃、居折披、藏人權少進朝衡取瓶子、二獻、亮顯相朝臣、瓶子同前、三獻、參議經守卿、權大進資教、次居汁物、關白陪膳

爲信朝臣、傳陪膳兼有朝臣、次四獻、權中納言實躬卿、瓶子權大進親時、五獻、大夫勲之、瓶子大進資冬、次學士出朗詠、令月、二反、其儀如例、實泰・通重・宗冬等卿助音、次公卿祿、關白祿亮顯相朝臣取之、白掛一重、加半辟、實下重・表袴、傳祿爲信朝臣取之、白掛一重、加紅袴、納言・參議等同掛一領、四位參議紅染掛一領、各四位・五位殿上人等取之、學士祿紅掛一領、尙復祿茜染衾一帖、藏人取之、此間改畫御座御裝束、其儀、撒龍鬢茵・文案・筵等敷加纏網今一帖、加東京茵、如常、畫御座資名・資教等奉仕之、自餘殿上人不見、如何、小時太子又出座、如前、關白候御簾、引直裾之後退入東方、次傳・按察使藤原朝臣・大夫源朝臣・權中納言藤原朝臣宗冬、藤原朝臣實躬・權大夫藤原朝臣・參議藤原朝臣經宗、右近中將藤原朝臣冬基、參議藤原朝臣爲行、左大辨藤原朝臣爲繼、參議藤原雅俊朝臣・右大辨藤原定資朝臣祿懸左府列立庭中、學士菅原在經朝臣・尙復藤原家倫等列其後、舞踏、了自下藹退下、中納言以上自上藹經列前退下、太子入內、關白褰御簾、如前、右兵衛督藤原朝臣冬房、雖參不著著御前并殿上座、不賜祿退出、雅俊・定資等朝臣雖立烈不持祿、如何、廳若紅掛不用意歟、不守也、可尋、如此時賜白掛、有其一例、不持祿拜不可烈歟、次於朝餉不手習始事、關白獻御本、但不所持、內兩院御座、其所如形有沙汰、蓋是先例歟、

### ●下卷

〔外題〕東宮御書始部類記 後宇多天皇 下

〔第一紙端裏書〕御書始記

文永十年十二月十六日、甲子、天晴風靜、是日皇太子始讀御注孝經之日也、世仁親王可豫參之由、兼有其催、大進經賴、仍申剋參、內之駕毛車、皇居二條殿也、東洞院面敷、春宮御所、傳已下人々

大略參集、學士遲參、再三有其責、御裝束儀

寢殿南面三個間垂母屋御簾上庇御簾、徹畫、御座、東第一間副母屋御簾東西行敷纏

網端疊一枚、其上敷唐錦茵、其前敷出雲筵、其上立黑漆書案、其上敷紙二枚置御注孝經・點圖・角筆等、御座間南簀子寄東敷菅圓座爲侍讀座、其西

逼高欄敷同圓座爲尙復座、

第二間以西簀子敷兩面・綠端等疊爲公卿座、

中門廊副壁敷紫端疊二枚爲侍臣座、

寢殿西面・母屋庇各二個間爲御總角所、

殿上座如常、但立加八尺臺盤一脚、用臺盤、所臺盤、豫辨備饗饌、

次第・差圖等大夫草進之、在別、

秉燭以後、人々著殿上、左、內兩府、大夫等候御總角所歟、尙復著殿上、

傳左大臣 御乳父、內大臣

大夫定實、 花山院大納言長雅、

善勝寺大納言隆顯、 西園寺大納言實兼、御乳父、

吉田中納言經俊、 左衛門督實家、

中納言中將 中院宰相中將具房、

平宰相 資宣

御總角了出御々座、其儀不見及、可尋、亮隆康朝臣來殿上召公卿、先之左府依召先起、御簾料歟、內相府已

下次第參上著簀子座、但依座狹平宰相已下不著之、於中門外所見物也、侍臣

同著座、亮隆康朝臣・頭右大辨賴親朝臣・權亮實俊朝臣等也、雖藏人頭任、住次著之、公卿

以下皆悉取副書於笏也、藤原資宣子用家本、然而不著座之間懷中之、次侍讀基長朝

臣・尙復菅在範等入中門渡南庭、昇子午廊南妻經同廊并南簀子等、參進各著

座、次基長朝臣進文案下披御書・點圖等、置之復座、次侍讀・尙復披私書、大臣已下從之、先例、多置前取笏、仁安、卿殿御所爲如此、子細見御記、或又乍持書披之歟、今夜人々所爲不見及、次尙復唱曰、文、但遠不聞、次侍讀々書、御注孝經序、次尙復曰、古々萬天、次儲皇御讀、次尙復讀之、五字、次侍讀・尙復卷書卷、起座退下、經本路出中門外、次侍臣退下、次公卿起座、已上爲先下臈先之資宣等著殿上、公卿次第著加、權亮・學士等同著座末、權亮與、學士端也、次一獻、少將隆博朝臣居盃於折敷持參之、瓶子不見分、二獻、隆康朝臣、瓶子藏人、三獻、平宰相起座、出簀子懷中笏、乍立取盃、藏人傳之、勸左府、不取續杓、瓶子殿上五位、次居汁物、大臣手長範明朝臣、殿上五位勲役送、納言以下兼居之、予申上之、箸下、次四獻、吉田中納言、躰居取盃、瓶子同五位、五獻、大夫、乍立取盃、瓶子大進、此間權亮起座、次基長朝臣誦佳句、令月、二反、善勝寺助音、但不分明、次基長朝臣起座、頗遲々之間、大夫招入、示其由、先之左府令早出給、次內府已下給祿、大臣白樹一重、加御下襲歟、隆博朝臣取之、納言以下白樹一領、殿上四位・五位取之、次資宣取祿揖、起座經簀子、出中門著沓、人々又如此、自下臈次第起也、列立中門外、東上北面、此間撤御讀書御座如本供書御座、垂母屋御簾、上庇御簾、出御書御座、書、內府候御簾歟、降、小時內相府隆地、自中門廊降也、取祿、前驅持祿、相儲於殿上、季顯朝臣取之給前驅歟、加立、次內府已下次第入中門列立南庭、東上北面、各懸祿於肩、公卿一列・侍讀一列・尙復一列也、而侍讀・尙復似一列歟、尙復失之、各立定拜舞、如恒、次自上臈退下、次內府昇中門參書御座、入御之時被催御簾歟、資宣給祿於僮僕昇堂上、今夜可有小除目之由、頭辨相觸之故也、

(解題)

一、伏見宮本『東宮御書始部類記』の概要

本書は書名の示す通り、皇太子の書始ふみはじめに関する部類記である。ここに謂う書始とは、読書始とも称し、男子が学問を始めるに当たって孝経などの漢籍を読む幼年期の儀式であり、平安時代前期より見ることができ<sup>(1)</sup>る。

本書収載の事例および引用記録は次の通り。なお、( )内は追号である。

上巻

憲仁親王〈高倉〉<sup>(一六七)</sup> 仁安二年十二月九日「中山内大臣記」「資長卿」

世仁親王〈後宇多〉<sup>(二七三)</sup> 文永十年六月十五日・十六日「経俊卿記」

熙仁親王〈伏見〉<sup>(二七六)</sup> 建治二年六月二十五日「後深草院御記」「経俊卿記」

胤仁親王〈後伏見〉<sup>(二九四)</sup> 永仁二年六月二十五日「後深草院御記」

富仁親王〈花園〉<sup>(三〇三)</sup> 嘉元元年十二月十九日「後深草院御記」

下巻

世仁親王〈後宇多〉 文永十年十二月十六日(資宣卿記)

上巻は群書類従巻第九十九(第七輯公事部)に収載されているが、下巻は未収である。したがって本翻刻の目的は、群書類従本の誤りを正し、未収部分を翻刻して、その全体像を提示することにある。

本書収載の事例のうち、憲仁親王の書始は、ここで引用されている記録以外にも、『兵範記』や『玉葉別記』などに儀式の詳細な記事がみられる。同じく胤仁親王の例も『勘仲記』に詳細な記事が残されている。しかし、世仁親王・熙仁親王・富仁親王の各例は、本書引用の記録以外に儀式の詳細な記

事は見当たらず、貴重な史料といえよう。

次に引用記録について触れておきたい。まず「中山内大臣記」は、藤原忠親(一一三一～九五)の日記であり、「山槐記」「達幸記」なども称される。増補史料大成本が広く利用されているが、仁安二年十二月九日条はこれに未収である。

「資長卿」は藤原資長(一一一九～九五)の日記『資長卿記』のことである。仁安二年十二月九日条は歴代残闕日記巻二十七に収められている。それには「右資長卿記、依仰校合書写、享和元年二月 日 檢校保己一」との奥書があり、埴保己一(一七四六～一八二二)が書写、校合した本を掲載している。但し、欠損箇所などが本書所収の本文と合致することなどから、本書より派生した本文とみられる。

「経俊卿記」は、吉田経俊(一二一四～七六)の日記で「吉黄記」「吉礼記」なども称される。書陵部及び陽明文庫に自筆原本が合計十七巻伝存するが、本書所収の文永十年六月十五日・十六日条および建治二年六月二十五日条はこれに含まれない。本書所収の文永十年・建治二年の条文を収めるものとして書陵部所蔵の名島本『吉黄記』<sup>(2)</sup>第五冊及び和学講談所旧蔵本『吉黄記』<sup>(3)</sup>第十四冊、国立公文書館所蔵『経俊卿記拔萃』<sup>(4)</sup>第一冊などが存在するが、欠損箇所などの合致からいずれも本書から派生した本文とみられる。『圖書寮叢刊 経俊卿記』が逸文等も含め、翻刻文を収めている。

「後深草院御記」建治二年六月二十五日条・永仁二年六月二十五日条・嘉元元年十二月十九日条は、和田英松編輯の『御記纂』に採録され、それを収めた列聖全集『宸記集』や増補史料大成『歴代宸記』によって広く知られている。

下巻は引用記録名の記載はないが、「伏見宮旧蔵図書仮目録」によって日野資宣（一二二四〜九二二）の日記『資宣卿記』と特定<sup>5)</sup>されている。同記は「仁部記」とも称される。本書所収の文永十年十二月十六日条は未翻刻である。同記は本条以外に、寛元四年七月十四日（後欠）、建長八年五月、正元元年十二月五日・二十八日、弘長元年七月・八月・十二月、同二年二月、文永十二年二月・三月、建治四年正月、弘安二年四月・五月の各記文が伝わっており、さらに伏見宮本『東宮御元服部類記』第十一<sup>6)</sup>に正元元年八月二十八日条が収められている。なお、二〇〇三年より『鎌倉遺文研究』に本記の翻刻と注釈が連載されている<sup>7)</sup>。

このように「後深草院御記」を始めとして、逸文でしか伝わらない記録を引用している点においても本書の史料的价值は高いと言える。

## 二、伏見宮本の書誌

伏見宮本は上・下全二巻の卷子本。上巻の紙数は全三十二紙、下巻は全四紙である。上巻・下巻の外題は次の通り。

東宮御書始部類記 高倉、後宇多、伏見、後伏見、花園天皇 上  
 東宮御書始部類記 後宇多、天皇 下

両巻の冒頭には印文「図書寮印」の方形朱印一顆が捺され、ともに奥書等はない。なお、基本書誌データは【表一】に整理した。

まず、特筆しなければならないのは、このデータ及び原本観察によって得られた知見から、上巻の作成過程がある程度判明することである。そこで近年の部類記研究の成果<sup>8)</sup>に基づき、本書上巻の作成過程を整理しておきたい。

作成過程を考える上で注目すべきは、次の四点であろう。

① 本書の上巻・下巻には旧外題と思われる次の端裏書が残されている。  
 上巻

第一紙端裏書「□□□始部類記」

第五紙端裏書「資長卿」

第十六紙端裏書「建治二年春宮御書始院御記」後深草

第二十五紙端裏書「永仁二年春宮御書始院御記」後深草

第二十九紙端裏書「嘉元々々春宮御書始院御記」後深草

下巻

第一紙端裏書「□□□御書始記」

このうち第五・十六・二十五・二十九紙の端裏書は、貼り継がれる前段階の旧外題と考えられる。

② 料紙の大きさが一定でなく、書写された記録ごとに相違するケースがある。特に料紙の縦の長さに顕著にあらわれており、例えば「中山内大臣記」の書写された第一紙〜第四紙までと、「資長卿」の書写された第五紙〜第十紙とは、約一・三センチ程度相違する。

③ 各記録は前後に数行程の余白が存在し、末尾の料紙は若干切断されている。  
 ④ 複数の筆跡が確認できる。

以上の①〜④は本来別々に書写されていたものを貼り継いで成巻したことを意味している。想定できる上巻の作成過程は、各日記から皇太子の書始記を抄写する作業が複数人で行われ、それを年代順に貼り継いで部類記を作成したというものであろう。この作業が一時期に行われたかどうかははっきりせず、あるいは書写時期の相違するものが、ある時期に貼り継がれた可能

【表1】伏見宮本『東宮御書始部類記』の基本書誌データ

上 巻

内 容	紙 数	縦	横	料紙の状況
中山内大臣記（仁安2年）	第1紙	31.9cm	49.0cm	端裏書あり。端に3行程度空あり。
	第2紙	32.0cm	49.0cm	
	第3紙	32.0cm	49.0cm	
	第4紙	32.0cm	18.7cm	奥に3行程度空あり。
資長卿記（仁安2年）	第5紙	30.6cm	5.9cm	端裏書あり。端に2行程度空あり。
	第6紙	30.7cm	43.5cm	※5・6紙はもと一紙、折目破損により分離。
	第7紙	30.7cm	49.5cm	
	第8紙	30.7cm	49.7cm	
	第9紙	30.8cm	49.7cm	
	第10紙	30.7cm	44.2cm	奥に3行程度空あり。
経俊卿記（文永10年）	第11紙	30.9cm	43.8cm	端に3行程度空あり。
	第12紙	30.9cm	44.0cm	
	第13紙	31.0cm	44.1cm	
	第14紙	30.9cm	44.3cm	
	第15紙	30.9cm	38.0cm	奥に6行程度空あり。
後深草院御記（建治2年）	第16紙	31.2cm	46.4cm	端裏書あり。端に2行程度空あり。
	第17紙	31.2cm	46.2cm	
	第18紙	31.2cm	46.2cm	
	第19紙	31.1cm	41.9cm	奥に3行程度空あり。
経俊卿記（建治2年）	第20紙	30.9cm	43.0cm	端に4行程度空あり。
	第21紙	30.9cm	44.0cm	
	第22紙	30.9cm	43.8cm	
	第23紙	30.9cm	41.5cm	
	第24紙	31.0cm	27.0cm	奥に4行程度空あり。
後深草院御記（永仁2年）	第25紙	31.1cm	46.2cm	端裏書あり。端に3行程度空あり。
	第26紙	31.2cm	46.2cm	
	第27紙	31.1cm	46.3cm	
	第28紙	31.2cm	46.1cm	奥に2行程度空あり。
後深草院御記（嘉元元年）	第29紙	31.2cm	35.5cm	端裏書あり。端に3行程度空あり。
	第30紙	31.2cm	48.0cm	
	第31紙	31.2cm	48.0cm	
	第32紙	31.1cm	47.7cm	奥に1行程度空あり。

下 巻

内 容	紙 数	縦	横	料紙の状況
資宣卿記（文永10年）	第1紙	31.2cm	46.7cm	端裏書あり。端に2行程度空あり。
	第2紙	31.2cm	47.5cm	
	第3紙	31.0cm	47.5cm	
	第4紙	31.1cm	47.5cm	奥に5行程度空あり。

※各紙の縦・横ともに、最大となる値を採用した。

※糊代部分は、表面となっている側の紙のみの値に含まれる。

性もある。そしてこれらのことは、何よりも伏見宮本こそがこの部類記の編纂原本であることを示している。

作成時期としては、記録の下限が嘉元元年十二月記であること、南北朝時代における伏見宮家の蔵書の一部を示す『伏見宮雑文書目録』<sup>9)</sup>に、本書に該当すると考えられる「一帖一卷東宮御書始記」の記載がみえることから、鎌倉時代末期から南北朝時代とみるべきであろう。さらに作成契機をも考え合わせ、時期を絞り込もうとすれば、嘉元元年の富仁親王の後、皇太子の身位で書始を行った最初の例は、貞和三年（一三四七）の興仁親王（のちの崇光天皇）であるから、その際に先例を参照するために作成された可能性が考えられる。

次に装幀について述べる。上巻は現在卷子本であるが、ある時期折本であった痕跡がある。下巻にはその痕跡はない。すなわち上巻には、二一・六センチ前後の間隔で折り目が残っており、特に谷折りだった部分は破損が激しく、第五紙・第六紙の如く、本来一紙であったものが折り目の破損により二つに分離してしまったものもある。山折りだった部分の折り目周辺には、文字の墨映りがみられ、折り目を境に右側には前丁裏の文字が、左側には次丁表の文字が映っている箇所があり、映り具合により、山折り・谷折りを峻別することができる。

『伏見宮雑文書目録』に、本書に該当する「一帖一卷東宮御書始記」の記載がみえることは前述した。この「一帖」が、もと折本だった上巻を指し、「二巻」は下巻を示すものとみられる。とすれば成立当初もしくは成立後かなり早い段階において上巻は折本であったということになる。現状のような卷子本に改装された時期は未詳だが、霊元天皇（一六五四～一七三二）に

よって貞享四年（一六八七）頃以降に作成された『伏見殿文庫記録目録』<sup>10)</sup>には一巻とみえているので、これ以前には卷子本となっていたようである。

次に伏見宮家に残る各時代の書籍目録によって伝来過程を確認しておく。まず前述の『伏見宮雑文書目録』作成された南北朝時代には、本書は一帖一巻として整理されていたといえよう。

ついで本書がみえるのは、江戸時代前期に霊元天皇が作成した『伏見殿文庫記録目録』であり、それには次のように記されている。

御書始部類 一巻卅四枚

御書始記 文永十年 一―四枚

現状の上巻が前者、下巻が後者に当たると考えられる。この段階では、両者とも卷子となっており、前述したように、これ以前に「御書始部類」が折本から卷子に改装されたと考えられる。また、別々に立項されており、この頃から両者を分けて扱うようになったようである。

元禄八・九年頃の蔵書を示す『伏見殿蔵諸記目録』<sup>11)</sup>では、

御書始部類 一巻卅四枚

浴殿読書 一巻四枚

御書始記 文永十年 一巻四枚

と記され、『伏見殿文庫記録目録』と同様であるが、両者の間に別の史料が記されているように、両者は分けて整理されている。

江戸時代末期の成立と考えられている『伏見宮御記録類目録』<sup>12)</sup>一冊では、

一、皇太子御書始記 文永十年十二月十六日 一巻

一、東宮御書始部類 同

とあって、書名が相違するが、前者が本書の下巻、後者が上巻に相当するも

のと考えられる。同じく江戸末期の『伏見宮蔵書目録』<sup>(13)</sup>三冊も同様の記載がある。

以上から伝来状況を整理するならば、鎌倉時代末期から南北朝時代に成立した本書は、作成当初もしくは作成後の早い段階において上巻に該当する巻が折本だった可能性があり、「東宮御書始記」一帖二巻として蔵されていた。その後折本は卷子本に改められ、江戸時代前期には「東宮御書始部類」一巻と「皇太子御書始記」一巻とに分かれた。このうち「後深草院御記」等が収められた部類記である前者のみが流布し、群書類従に収載されることとなった。一方後者は、その新写本が見出せないことからすれば、長くその存在が知られなかったものと考えられる。このことが後述する世仁親王の実施月をめぐる問題にも影響したのではないかと思われる。

### 三、諸本

前述のように伏見宮本は部類記原本であると考えられる。言い換えれば、現在確認できる諸本は、伏見宮本を祖とするものということになる。主な写本には、書陵部所蔵の柳原家旧蔵本・鷹司家旧蔵本・桂宮旧蔵本・万里小路家旧蔵本、国立公文書館所蔵の林家旧蔵本・甘露寺家旧蔵本・昌平坂学問所旧蔵本などがある。<sup>(14)</sup>いずれも江戸時代の写本であり、内容は伏見宮本の上巻に該当する。但し、伏見宮本の欠損以前の本文を有する写本はなく、対校本とはなり得ない。

### 四、世仁親王の書始実施月をめぐる

世仁親王の書始は、文永十年に行われたが、実施月について六月とする史料と十二月とする史料がある。通過儀礼という性格上同じ年に二度行われた可能性は低く、どちらかの記載に誤りがあるものと考えられる。

この実施月の相違については、明治期の『大日本史料』稿本作成時に問題視されていたようで、東京大学史料編纂所のホームページで公開されている「大日本史料稿本」では六月十六日に世仁親王の書始を立項し、次のような按文を載せている。

皇代略記・皇年代略記、及び統史愚抄所引ノ吉黄記十二月トナス、園太曆日ヲ欠ク、吉黄記ハ経俊卿記ノ一名ナリ、而ニ群書類従ノ東宮御書始部類記所載ノ経俊卿記ト異ナルハ蓋シ別本ナラン、今類従本ニ従フ、

按文中『統史愚抄』所引の「吉黄記」が十二月とあり、『東宮御書始部類記』所収「経俊卿記」と別本かとするが、管見の限り十二月とする「吉黄記」の写本や逸文は見当たらなかった。かつて存在していた可能性がないとは言えないが、あるいは『統史愚抄』が典拠に同書を掲げたのは、内容上のことに關してであつて、実施月の根拠とはしていないのではなからうか。ちなみに『史料綜覧』（一九六四～六六年刊行）でもやはり六月十六日に立項している。

また、戦前に宮内省図書寮編修課によって編纂された『後宇多天皇実録』でも、この問題に言及し、同じく六月十六日に立項し、次のような按文を載せている。

本条ノ月日、皇年代略記二十二月十六日トシ、続史愚抄モ亦吉黄記・園太曆<sup>貞和三年正月</sup>所ニ拠リテ同月日ト為ス、然レドモ名島本、塙本等の吉黄記並ニ東宮御書始部類記所引ノ同書ニ拠ルニ六月十六日ニ掲記シ、又現存園太曆貞和三年正月二十一日ノ条ニハ東宮御書始御装束例ト記シテ文永十年或次第勸物トアルノミニテ月日ヲ記サザレバ、姑ク六月十六日ノ条ニ掲ゲ、

両者とも、十二月とする『続史愚抄』の典拠を不審とし、年代記などよりも、『東宮御書始部類記』所収「経俊卿記」を重視して、六月十六日に立項している。はたしてこのような判断が妥当かどうか、改めて検討したい。

まず①文永十年六月十六日とする史料と、②文永十年十二月十六日とする史料を列挙し、年月日部分及び関係箇所を示す。

①文永十年六月十六日とする史料

a 本書所収「経俊卿記」（本文は本翻刻参照）

『後宇多天皇実録』按文に言う名島本『吉黄記』は、前述した通り種々の部類記・別記等から経俊卿記を抄出した江戸時代末期の写本であり、当該部分も『東宮御書始部類記』からの抄出とみられる。つまり六月とする史料は本書所収の「経俊卿記」から派生した本文のみということになる。

②文永十年十二月十六日とする史料

b 本書所収「資宣卿記」（本文は本翻刻参照）

c 京都府立総合資料館若杉家本『陰陽博士安倍孝重勘進記』裏書

後宇多院

文永十一年十二月 日、御書始、七歳、

d 尊経閣文庫本『皇代略記』

後宇多院（註略）

文永四年丁卯十二月一日<sup>丑癸</sup>誕生、（中略）十年十二月十六日御書始、

e 書陵部所蔵柳原家旧蔵本『皇年代私記』

後宇多院（中略）

文永四年丁卯十二月一日<sup>丑癸</sup>降誕、（中略）同十年十二月十六日御書始、七、

f 『続史愚抄』

文永十年十二月十六日甲子、春宮<sup>御年</sup>於二条高倉御所<sup>主上御同宿</sup>有御書始、（中略）

次於朝餉被始御手習、（註略）<sup>○吉黄記、紹運、園太曆追（貞和三正十一）</sup>

このうちb・cは戦後に広く公開された史料である。cについて、文永十年に七歳で実施したことは明らかなので、「十一年」の「一」は衍字であろう。

この裏書は南北朝時代から室町時代前期に書かれたものとされており、<sup>15</sup> 軽視することはできない。dは永正十年（一五一一）に後崇光院自筆本を書写した室町時代の古写本である。eは江戸時代中期の写本であるが、成立は室町時代とみられ、その後の書き継ぎもみられる年代記である。fの典拠に挙げられている『吉黄記』については前述の通り、『本朝皇胤紹運録』には該当事事は見出せなかった。おそらく実施月に関してではなく、別の内容上の根拠として挙げられていると考えられる。『園太曆』貞和三年正月二十三日条は『後宇多天皇実録』按文に記されているように、東宮書始の御装束例として文永十年例を挙げるのみで、実施月の記載はない。

これら以外の同時代の史料では、吉田経長の日記『吉統記』や『中臣祐賢記』があるが、関連する記述はない。よって前記a～fの史料を根拠に判断せざるを得ない。

前記a～fのうち、六月とするのは「経俊卿記」のみとなり、他は十二月

としている。重視しなければならぬのは、成立の古いb本書所収「資宣卿記」とc『陰陽博士安倍孝重勳進記』裏書であり、そのうち「甲子」の干支が記される「資宣卿記」こそ注目されなければならない。文永十年の六月十六日の干支は「丙寅」であり、十二月十六日は「甲子」である<sup>(16)</sup>。つまり世仁親王の書始は、文永十年十二月十六日が正しく、六月とするのは誤写とみるべきであった。

b・cの史料が広く知られる以前に編纂された『史料綜覧』及び『後宇多天皇実録』は、世仁親王の書始実施月を十二月に改める必要がある。また皇室制度史料においても、同じ誤りを犯しているのが、『皇室制度史料 儀制 成年式 三』二二九頁「経俊卿記」の「六月」を「六月<sup>(十二ノ誤)</sup>」と改める必要がある。

### むすびにかえて

本解題において、伏見宮本は、その作成過程からみて鎌倉時代末期から南北朝時代に成立した『東宮御書始部類記』の原本であるとの認識に至った。伏見宮本には多くの部類記が伝わっており、これらの成立を考える際の参考事例になるものと思われる。作成の主体や契機など未解明の問題も残り、甚だ不完全な解題ではあるが、ひとまず擱筆することとしたい。

### 注

(1) 書始・読書始に関する主要な研究としては、尾形裕康「就学始の史的研究」『日本学士院紀要』八巻一号、一九五〇年)、同「読書始教授様式の研究―源流

形体を中心とした考察―」(『学術研究―人文・社会・自然―』三号、早稲田大学教育学部、一九五四年)、同「中世における読書始」(『金沢文庫研究』一三―一二、一九六七年)、林秀一「御読書始の御儀に就いて」(『孝経学論集』明治書院、一九七六年)、柳沢良一「本朝麗藻」を読む―寛弘二年(一〇〇五) 敦康親王の読書始の儀について―」(『国語国文』五九巻六号、一九九〇年)、加藤理「読書始―大人への準備開始―」(『ちこ』と「わらは」の生活史―日本の中古の子どもたち―)慶応通信、一九九四年)、菅原正子「天皇の学問と侍読」(『日本中世の学問と教育』同成社、二〇一四年(初出二〇一一年))などがある。なお、この儀式の詳細は『皇室制度史料 儀制 成年式 三』(宮内庁、二〇一三年)を参照されたい。

(2) 江戸末期の写本で全五冊。函架番号二五五―一六。第一丁表に「賀茂書籍講」の方形朱印があり、各冊の表紙右上に「名寫」もしくは「名嶋」との墨書がある。『図書寮叢刊 経俊卿記』(宮内庁書陵部、一九七〇年)において名島本として引用されている。内容は、諸書から抄出した「経俊卿記」で構成されている。

(3) 全十四冊。函架番号二五五―一六。一、三、六、八、十一の八冊には「和学講談所」の長方形朱印が捺される。

(4) 全二冊。函架番号一四五―一七九。第一冊に文永十年六月・建治二年六月の東宮書始の記事、第二冊に文応元年九月八日(師忠元服之事)の記事を収める。第一冊裏表紙の見返しに朱書にて「文化八年一校了<sup>(甘露寺国長)</sup>」との甘露寺国長の一枚奥書があること、第二冊素表紙の紙背に甘露寺国長の和歌に関する史料があることから、甘露寺国長によって書写・校合された写本とみられる。

(5) 「伏見宮旧蔵図書仮目録」(『書陵部紀要』一五号、一九六三年)では、その性格上、記主特定の根拠までは挙げていない。しかし、同じ書始を記録した「経俊卿記」の記述のうち「左大弁申上、箸下、次四献」の箇所が、本記では「予申上之、箸下、次四献」と記されており、この時左大弁であった日野資宣こそ本記の記主であることが判明する。

(6) 宮内庁書陵部所蔵伏見宮本。函架番号伏一六三〇。続群書類従巻二九五(第

十一輯上) 所収。伏見宮本『東宮御元服部類記』については鹿内浩胤「伏見宮家本『東宮御元服部類記』について」(『日本古代典籍史料の研究』思文閣出版、二〇一一年(初出二〇〇八年))を参照。

(7) 尾上陽介・早稲田大学大学院「古文書学・古記録学特論」ゼミ受講生「仁部記」文永十二年二月・三月記・翻刻と注釈」(『鎌倉遺文研究』三二二号、二〇一三年)、同「仁部記」建長八年五月記・翻刻と注釈」(『鎌倉遺文研究』三三三号、二〇一四年)、同「仁部記」弘長二年二月記・翻刻と注釈」(『鎌倉遺文研究』三六号、二〇一五年)。

(8) 平林盛得「伏見宮旧蔵部類記と西園寺公衡」(『書陵部紀要』四三三号、一九九二年)、詫間直樹「伏見宮本『御産部類記』について」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』第一輯、思文閣出版、二〇〇三年)、吉岡眞之「部類記―「公卿学」の教材」(『歴博』一三二号、二〇〇五年)、前掲鹿内注(6)論文、石田実洋「洞院家旧蔵の部類記と洞院公定―高松宮家伝来禁裏本『脱履部類記』を中心に―」(吉岡眞之・小川剛生編『禁裏本と古典学』塙書房、二〇〇九年)などを参照。

(9) 宮内庁書陵部所蔵。函架番号伏一六一。全一卷。外題は「伏見宮雑文書目録」とあり、目録二通を一巻に成巻したものである。列記された史料には本書のように現在伏見宮本として伝存しているものがみられ、作成の契機など未詳ながら、南北朝時代における伏見宮家の蔵書の一端を示す目録としてよいであろう。なお、田島公「中世蔵書目録管見」(『禁裏・宮家・公家文庫収蔵古典籍のデジタル化による目録学的研究』課題番号一四二〇一〇三二 平成14年度〜平成17年度科学研究費補助金(基盤研究A) 研究成果報告書、研究代表者田島公、二〇〇六年)に本目録の概要と翻刻文が掲載されている。

(10) 国立歴史民俗博物館所蔵。高松宮家旧蔵本、函架番号H一六〇〇―九八九。この目録の内容については、詫間直樹「伏見宮家の記録目録」(『日本歴史』六一五号、一九九九年)および同「高松宮家旧蔵『伏見殿文庫記録目録』について」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』第二輯、思文閣出版、二〇〇六年)に詳しく、後者には翻刻文が掲載されている。

(11) 早稲田大学図書館所蔵。請求番号イ〇二一〇三〇一九。全三冊のうちの二冊。賀茂清茂自筆。清茂の奥書には、元禄八・九年の伏見殿文庫の曝涼時に作成した旨を記す。これによれば、当本は「ホ櫃」に蔵され、清茂は元禄九年五月二十三日の曝涼時に実見している。

(12) 宮内庁書陵部所蔵。函架番号伏一八九七。

(13) 宮内庁書陵部所蔵。函架番号伏一八九九。

(14) 参考までに請求番号を( )内に記す。柳原家旧蔵本(柳一二二八四)、鷹司家旧蔵本(三五〇―四八八)、桂宮旧蔵本(一七五―二〇五)、万里小路家旧蔵本(二七五―五〇三)、林家旧蔵本(二四五―二〇七)、甘露寺家旧蔵本(二四五―二二〇)、昌平坂学問所旧蔵本(一四五―一二二五)。

(15) 村山修一編『陰陽道基礎史料集成』(東京美術、一九八七年)、鈴木一馨「京都府立総合資料館所蔵若杉家本『陰陽博士安倍孝重勘進記』上・下」(『国書逸文研究』第二六・二七号、一九九四・一九九五年)、山下克明「『陰陽博士安倍孝重勘進記』の復原」(大東文化大学東洋研究所編『年代学(天文・暦・陰陽道)の研究』一九九六年)、詫間直樹・高田義人編著『陰陽道関係史料』(汲古書院、二〇〇一年)を参照。

(16) 湯浅吉美編『日本暦日便覧』増補版(汲古書院、一九九二年)。